

ID: 91

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の減免
例規名 根拠条項	令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例 第4条
例規番号	令和元年条例第26号

【基準】

第3条及び第4条の規定による。

(保険料の減免)

第3条 災害により次の各号に該当することとなった介護保険の第一号被保険者については、令和2年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するもののうち、災害を受けた日以後の納期に係る保険料額について、それぞれの区分により算定した額を減免する。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用するものとする。

(1) 災害によりその居住する住宅に損害を受けた第一号被保険者については、次の区分により減免する。ただし、長期避難世帯(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに該当する世帯をいう。)に属する世帯の第一号被保険者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなすものとする。

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊・半壊・床上浸水	2分の1

(2) 災害により次の事由に該当することとなった場合においては、次の区分により減免する。

事由	減免の割合
その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。)となり、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者	全部
その属する世帯の主たる生計維持者が行方不明となった第一号被保険者	

(3) 災害によりその属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が、平成30年中における事業収入等の額の10分の3以上の額である第一号被保険者(合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。)に対して、別表第1より算出した第一号保険料額に、別表第2の区分により減免する。

(減免の申請)

第4条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、減免申請書を町長に提出しな

ければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日